

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民年金に関する事務
事務の概要	国民年金法に基づき被保険者の資格、給付、保険料に関する法定受託事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 被保険者の資格に係る届書等(届書、申請書、申出書又は請求書)の受理、事実審査に関する事務 給付に係る届書等の受理、事実審査に関する事務 保険料に係る届書等の受理、事実審査に関する事務
システムの名称	1.国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	戸籍税務課
所属長	戸籍税務課長 丸山 英幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 戸籍年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口:板倉町役場 戸籍税務課 戸籍年金係

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる